

(国税質問検査章規則の一部改正)

第八条 国税質問検査章規則(昭和四十年大蔵省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

(質問検査章の書式)

第二条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十四条の十三(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十七条の六第十一項、第八十七条の八第四項、第八十八条の七第九項、第八十九条の第二十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条の三の四第三項、第九十条の四第二項及び第四項、第九十条の四の二第二項、第九十条の四の三第二項、第九十条の五第五項、第九十条の六第二項及び第四項、第九十条の六の二第五項並びに第九十条の六の三第四項において準用する場合を含む。)並びに租税特別措置法第四十条の三の三第十七項、第四十一条の十九の五第九項、第六十六条の四第二十一項、第六十六条の四の三第十項及び第六十七条の十八第九項の身分を示す証明書(税関職員^二の身分を示す証券等の書式に関する省令(昭和二十九年大蔵省令第六十四号)に規定する証明書を除く。)の書式は、別表第一による。

2 6 省 略

(質問検査章の書式)

第二条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十四条の十三(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十七条の六第十一項、第八十七条の八第四項、第八十八条の七第九項、第八十九条の第二十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条の三の四第三項、第九十条の四第二項及び第四項、第九十条の四の二第二項、第九十条の四の三第二項、第九十条の五第五項、第九十条の六第二項及び第四項、第九十条の六の二第五項並びに第九十条の六の三第四項において準用する場合を含む。)並びに租税特別措置法第四十条の三の三第十七項、第四十一条の十九の五第九項、第六十六条の四第二十一項、第六十六条の四の三第十項、第六十七条の十八第九項、第六十八条の八十八第二十一項及び第六十八条の百七の二第九項の身分を示す証明書(税関職員^二の身分を示す証券等の書式に関する省令(昭和二十九年大蔵省令第六十四号)に規定する証明書を除く。)の書式は、別表第一による。

2 6 同 上